

第 4 部 事故等災害応急対策計画

第1節 消防計画

■ 計画方針

大阪南消防組合は、火災から人命を保護するために、発生時において住民や事業所に対し、出火防止と初期消火の徹底等について、積極的に指導推進にあたるとともに、消防団を含めその全機能をあげて人命の安全確保、火災の拡大防止等地域の特性に対応した有機的かつ効率的な消防活動を展開するものとする。

第1 消防活動

1 活動の基本

火災防御活動は、人命の安全確保を最優先に行い、延焼防止を主眼として火勢の早期鎮圧を図るとともに、被害を最小限にとどめなければならない。

2 部隊運用等

火災、救助、救急等の火災発生件数、規模等により、所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行うものとする。

3 情報収集等

- (1) 情報計画に基づき、積極的に災害情報収集を行うものとする。
- (2) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に災害時の情報交換を行うものとする。

4 消防警備

消防警備は、次のとおりとする。

- (1) 通常警備
常時における通常の火災警備とする。
- (2) 非常警備
大火災及び非常災害時における火災警備とする。

5 消防隊の編成

- (1) 通常警備の編成は、別に定める。
- (2) 非常警備の編成は、別に定める。

6 消防団の配置等

消防団員及び施設資機材の現況は、資料編 資料18「消防団員数及び消防資機材の現況」のとおりである。

7 出場計画

消防隊が119番通報、その他によって火災を覚知した時は、出場計画に基づいて出場する。

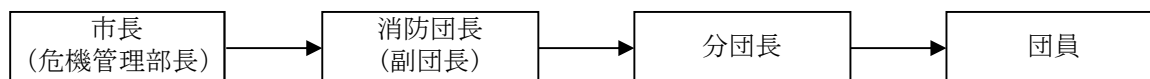
(1) 大阪南消防組合

消防隊の出場区分は、次のとおりとする。

- ① 限定出場 災害の規模が小規模かつ局地であり、第1出場に至らない場合の出場をいう。
- ② 第1出場 災害の発生と同時に出場計画で定めた隊の出場をいう。
- ③ 第2出場 現場統括指揮者が第1出場の部隊では対応が困難と認めた場合で、出場計画に定めた部隊の出場をいう。
- ④ 第3出場 現場統括指揮者が第2出場の部隊では対応が困難と認めた場合で、出場計画に定めた部隊の出場をいう。
- ⑤ 応援出場 消防相互応援協定に基づく部隊の出場をいう。
- ⑥ 特命出場 災害の規模、状況により前各号にかかわらず、現場統括指揮者又は指令当直責任者が必要と認めた出場をいう。

(2) 消防団

① 指揮伝達系統



② 火災警報の発令・広報

ア 市長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その他特に必要と認めるときは、火災警報を発令するほか、消防団長に対し、火災警報の伝達及び防火広報について必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 消防団長は、前記アの要請を受けたときは、各分団毎に火災警報その他火災予防上の注意事項を住民に周知しなければならない。

(3) 火災発生時の出動

- ① 火災発生のお知らせを受け、又は自ら火災の発生を覚知した消防団員は、分団長等に通報するとともに、直ちに出勤準備を行うものとする。
- ② 前項の通報を受け、又は自ら火災の発生を覚知した分団長等は、その旨消防団長に通報するとともに、直ちに所属団員を招集し、現場に出動する。

(4) 消防団長の指示等

- ① 消防団長は、火災の縮小、拡大の傾向、消防水利の状況、危険物の有無、飛火警戒その他消火に関する一切の状況を判断し、他の分団の出動、消火戦術の運用等必要な指示を行う。
- ② 消防団長は、火災の発生と縮小、拡大の状況その他の情報を市長に通報する。

第2 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 市長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

- (2) 知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（災害対策基本法第73条）
- (3) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にい
ない場合に限り、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (5) 消防吏員又は消防団員は、火災等（水災を除く災害）の現場において、消防警戒区域を設定す
る。（消防法第28条）
- (6) 消防長又は消防署長は、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したなら
ば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定
する。（消防法第23条の2）
- (7) 警察署長は、消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場
にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。
（消防法第23条の2）
- (8) なお、警察官は、上記の消防法第28条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいない
か、又は要求があったときは、消防警戒区域を設定できる。

2 警戒区域設定の基準

火災による警戒区域設定の基準は、次のとおりである。

- (1) 火災が発生し、強風等により付近に延焼のおそれがある場合
- (2) 石油、ガス、化学薬品の火災等が発生し、非常に危険な状態となった場合又は付近の危険物に
延焼するおそれがある場合

3 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、その旨付近の住民に周知させるとともに、退去の確認又
は立ち入り禁止の措置を講じ、必要に応じ住民の避難等を実施し、周知の交通の規制を行うととも
に、警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第3 応援要請

市長は、消防機関の長と協議の上、応援要請の必要あると認めるときは、隣接市町に対し、消防機
関の出動を要請する。

第4 特殊建物に対する消防計画

特殊建物とは、火災防御及び人命救助上、特に注意を要する官公署、学校、病院、共同住宅、公会
堂興業場その他多数の人員を収容する建物で、土地の状況、建物、大きさ階層内容物等により各階ま
での必要ホース数を調査し、各隊担当部署の方面を指定する。

第5 断、減水時消防計画

水道消火栓が天災事変その他により支障をきたした場合又は異常湧水等により著しく減水し、若しくは断水等の事態が発生した場合の火災については、大火になる危険性が十分予想されるので、次によって万全を期するものとする。

- (1) 指定水利を点検整備し、必要時に備える。
- (2) 水量不足により防御が困難であるときは、その延焼阻止に主を置く。
- (3) 常時よりホースの増加・積載を図る。
- (4) 有効適切な局部破壊を併用する。
- (5) その他一般住民に防火用水の常備を促し、初期消火を図る。

第6 人命救助計画

人命救助は、火災により生命の危険な状態にある人を早期に発見し、救助することを目的とするもので、次の要領に基づき計画を立て万全を期するものとする。

- (1) 人命救助は、火災防御行動よりも優先するが、両者は、原則として併用行動をとるものとする。
- (2) 人命救助を実施する火災の対象は、通常又は非常時に関係なく次の分類による。

- ① 普通建物火災の救助行動
- ② 高層建物火災の救助行動
- ③ 特殊火災の救助行動

- (3) 人命救助行動

火災現場に先着した消防隊で、人命救助を必要と認める事態に直面したときは、速やかに人命救助行動を行う。

- ① 普通建物火災の救助行動要領

救助隊は、到着と同時に要救助者の有無にかかわらず、火災建物、隣接建物を搜索し、それぞれの救助器具を有効に使用し、行動する。

- ② 高層建物火災の救助行動要領

内部進入の救助隊員の任務は、搜索、救助及び避難誘導であり、出火階層を最優先にし、火点上階層に及ぶものとする。救助は、危険が切迫している者より先にし、特に要配慮者を最優先とする。

- ③ 特殊火災の救助行動要領

危険物、車両その他の爆発のおそれのある場合は、状況に応じた機先の行動をとるものとし、危険圏内及びその付近の者は、安全地帯に避難させるものとする。

第2節 林野火災等応急対策

■ 計画方針

市及び大阪南消防組合をはじめとする防災関係機関は、火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。

第1 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は、市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く。）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/秒以上となる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は、通報を取りやめることができる。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火気の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、大阪南消防組合火災予防条例で定める火の使用制限に従う。

4 住民への周知

市は、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第2 林野火災

林野における大規模な火災が発生した場合には、防災関係機関は、迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

[資料編 資料4 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定 参照]

1 火災通報等

(1) 通報基準

① 市は、火災の規模等が大阪府の定める次の通報基準に達した場合又は特に必要と認める場合は、大阪府に即報を行う。その後1時間毎に状況を通報する。

ア 焼損面積5ha以上と推定される場合

イ 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合

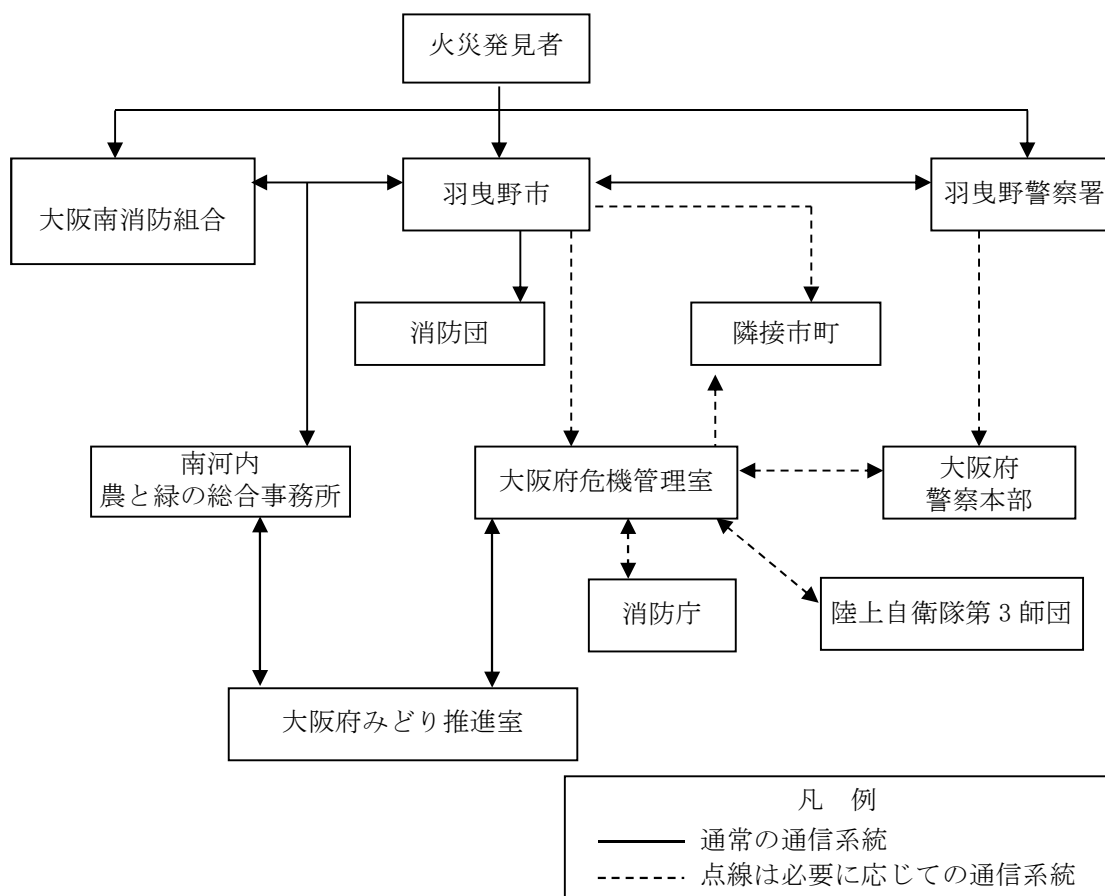
ウ 空中消火を要請した場合

エ 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高い場合

(2) 伝達経路

林野火災における通報連絡は、次のとおりとする。

図4.2-1 林野火災における通報連絡系統



2 活動体制

(1) 市

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防御活動を行う。

① 現地指揮本部の設置

ア 林野火災発生の通報があったとき、市及び大阪南消防組合は、直ちに現地指揮本部を設置し、警察署等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。

イ 火災の規模等が通報基準に達したとき、大阪府に即報を行う。

ウ 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動準備の要請を行う。

② 市現地対策本部の設置

ア 近隣市町村等に応援要請を行った場合、発災地付近に現地対策本部を設置

イ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成

ウ 警戒区域、交通規制区域の指定

エ 空中消火の要請又は知事への依頼

オ 消防庁に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する派遣要請についての検討

③ 市林野火災対策本部の設置

ア 知事に対する広域航空消防応援又は自衛隊派遣要請の依頼

イ 受け入れ準備

(2) 警察署

市、その他関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助にあたりとともに、拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

第3節 市街地災害応急対策

■ 計画方針

市及び大阪南消防組合をはじめとする防災関係機関は、中高層建築物等のガス漏洩事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

第1 火災の警戒

「第2節 林野火災等応急対策 第1 火災の警戒」 参照

第2 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏洩事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 警戒区域の設定
 - ① 警戒区域の設定は、原則として、ガス臭気の強弱及び測定値の大小にかかわらず設定する。ただし、現場状況から判断して、設定を要しないと認めた場合は、設定しないものとする。
 - ② ガスの臭気の有無、測定値及び気象状況等から総合的に判断し、広範囲に設定する。
 - ③ 住民等への周知を考慮し道路、街区、地番等で設定する。
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、羽曳野警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。
- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。
- (6) ガスの遮断
 - ① ガスの遮断は、原則としてガス事業関係者が行う。
 - ② ガス事業関係者が現場に到着していない場合で、爆発等二次災害防止のため緊急に必要があると認める場合は、消防隊が、ガスの遮断を行う。
 - ③ この場合、直ちにその旨を大阪ガスネットワーク株式会社に連絡する。

第3 火災等

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動期における情報収集、連絡
- (3) 排煙及び進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物、地下街（地階）等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用

(6) 浸水、水損防止対策

第4 広域応援体制

市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防御が実施できない場合には、近隣市町村、大阪府、警察署等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら、消火・救助・救急活動を実施する。

第5 警察署の措置

警察署は、関係各機関との密接な連携のもと、市が行う消火・救助・救急活動を支援する。

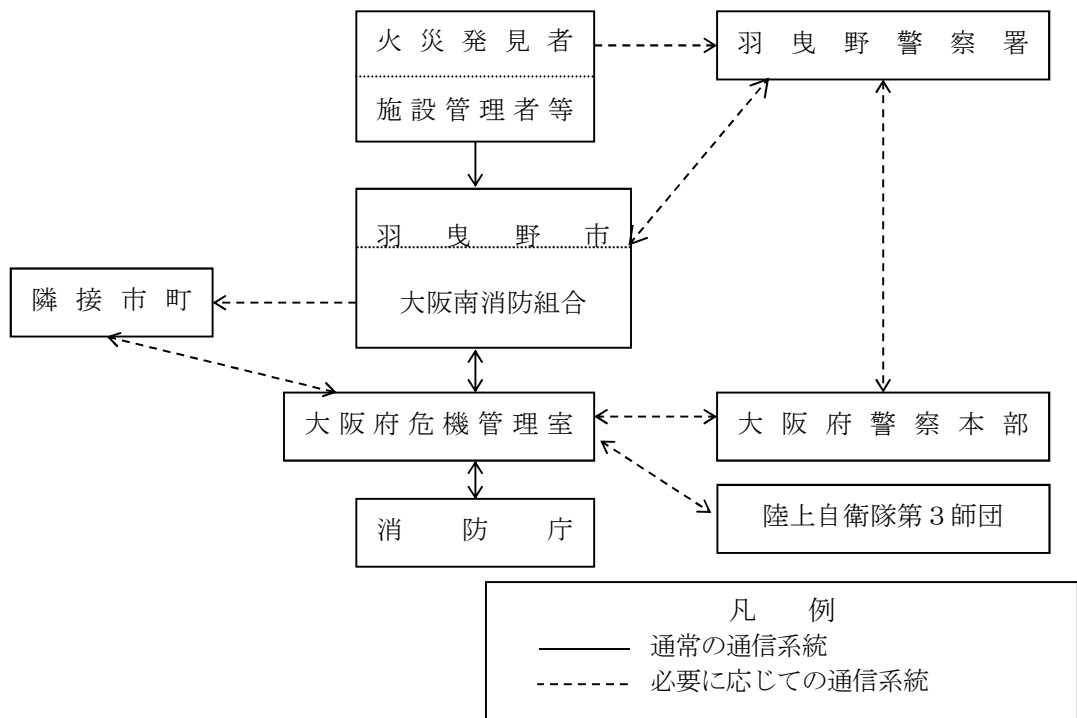
第6 中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等

- (1) ガス漏洩、火災等が発生した場合、中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき、住民の避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第7 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報連絡は、次により行う。

図4.3-1 市街地災害における通報連絡系統



第4節 危険物等災害応急対策

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図るものとする。

第1 危険物災害応急対策

1 市及び大阪南消防組合

- (1) 市及び大阪南消防組合は、防災関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市及び大阪南消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ① 災害の拡大を防止するための施設、施設の整備及び緊急措置要領の確立
 - ② 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ③ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立
- (3) 市及び大阪南消防組合は、施設の管理責任者と密接な連携を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

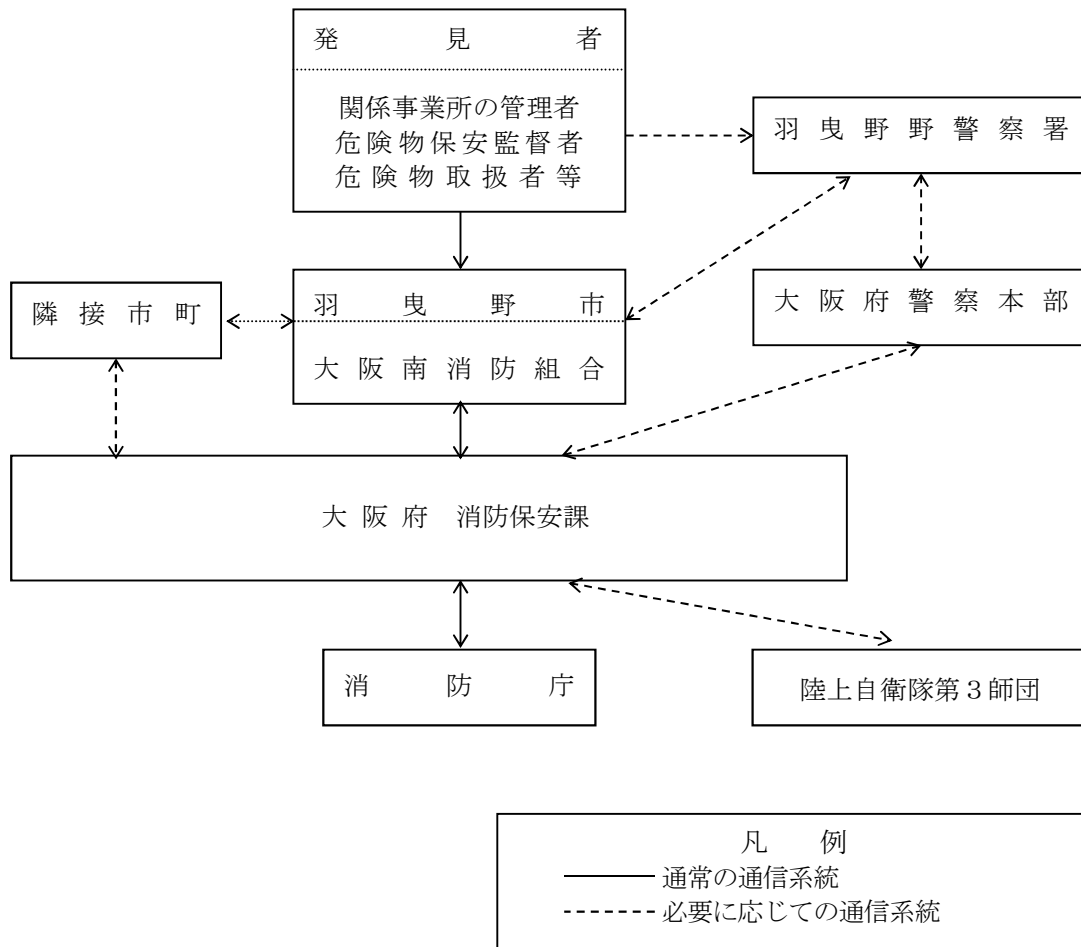
2 警察署

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

3 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

図4.4-1 危険物災害における連絡通報系統



第2 高圧ガス災害応急対策

1 市及び大阪南消防組合

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連携をとり、製造又は販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスの取扱者に対し、貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

2 警察署

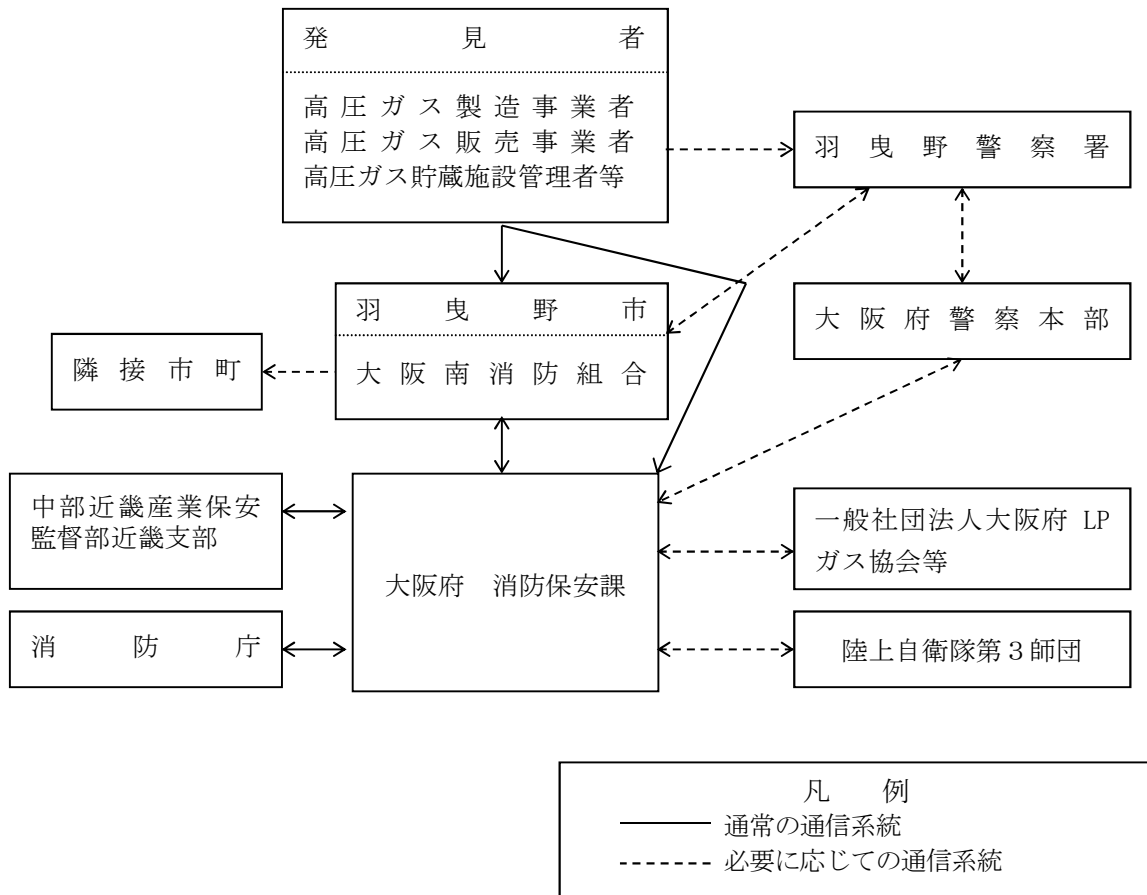
- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

(2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

3 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

図4.4-2 高圧ガス災害における通報連絡系統



第3 火薬類災害応急対策

1 市及び大阪南消防組合

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

2 警察署

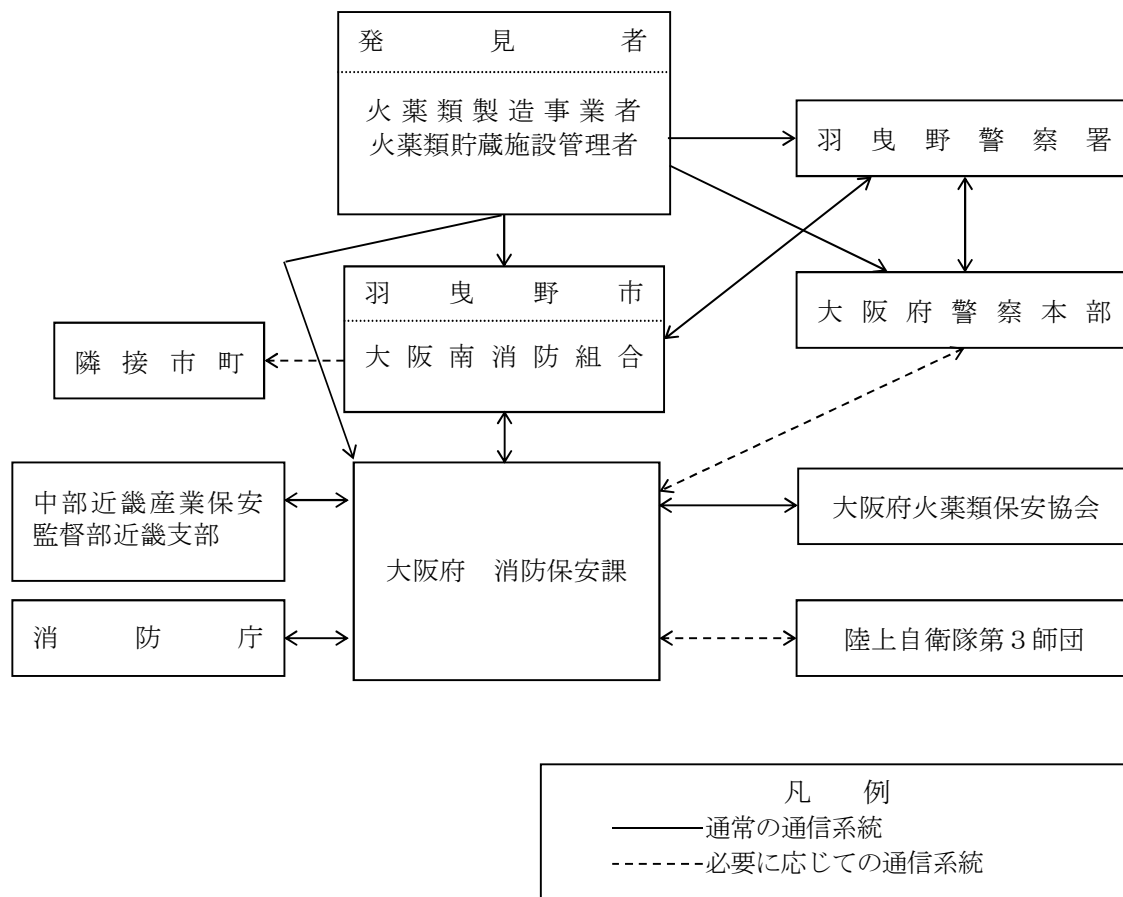
(1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、

負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
 (2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

3 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

図4.4-3 火薬類災害における通報連絡系統



第4 毒物劇物災害応急対策

1 市及び大阪南消防組合

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 警察署

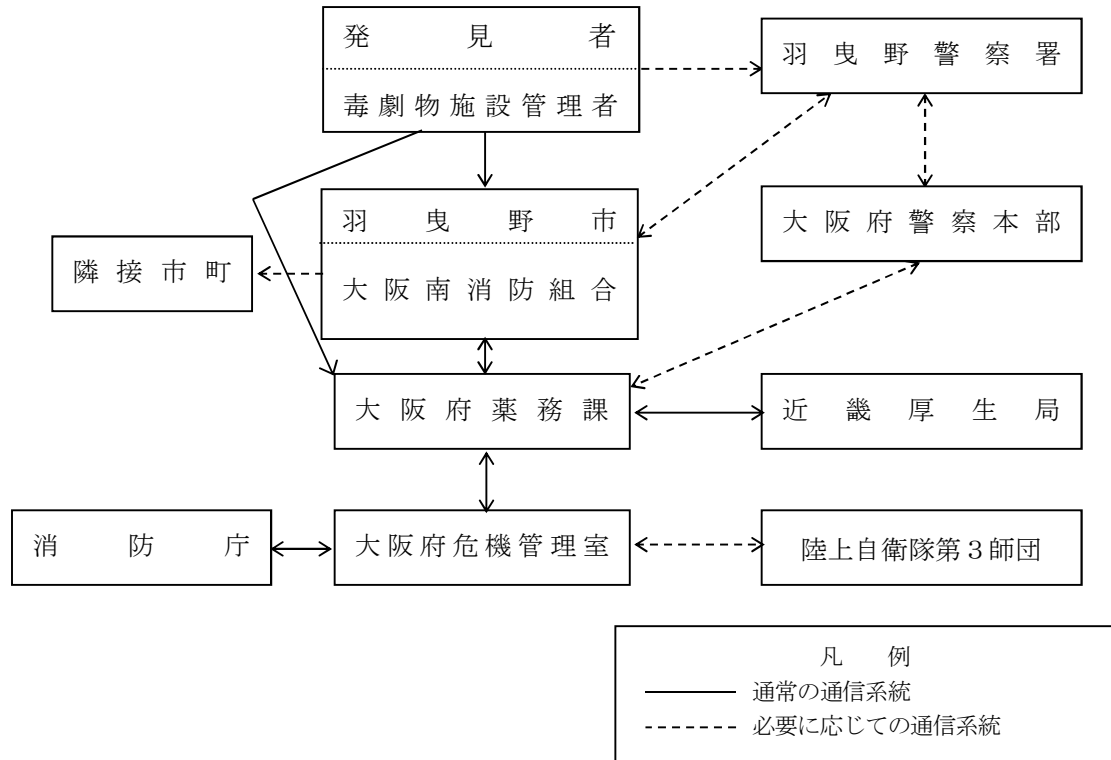
(1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

(2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

3 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

図4.4-4 毒物劇物災害における通報連絡系統



第5 管理化学物質災害応急対策

1 市及び大阪南消防組合

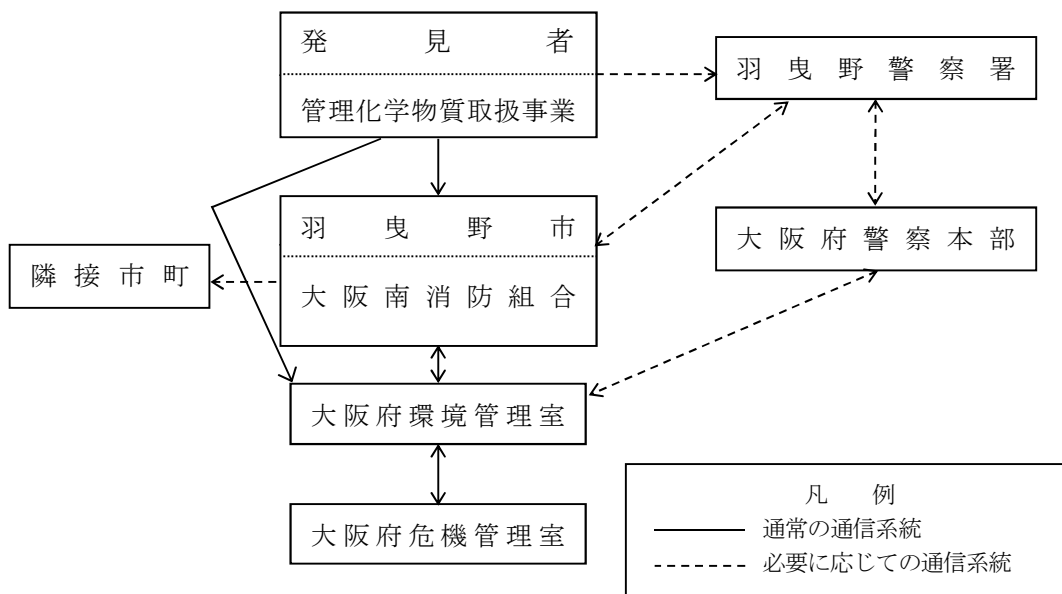
施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、大阪府と連携を図り、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

2 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

図4.4-5 管理化学物質災害における通報連絡系統



第6 放射性同位元素に係る災害応急対策

放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第16条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、大阪府地域防災計画（原子力災害対策）に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

1 市及び大阪南消防組合

施設の管理者及び放射性同位元素取引業者等と密接な連絡を図り、放射線量の測定等必要な措置をとるよう要請するとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 警察署

- (1) 放射性同位元素の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が放射性同位元素の利用施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第5節 航空機災害応急対策

■ 計画方針

市内及び周辺地区において航空機の墜落等による災害が発生した場合には、市は、大阪府、大阪国際空港、関西国際空港、八尾空港の各空港事務所及び防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

第1 情報の伝達

航空機の墜落事故が発生した場合は、市及び大阪南消防組合は、原則として、大阪府、大阪空港・関西国際空港・八尾空港事務所及び防災関係機関へ連絡する。

また、災害の規模が大きく、市単独では対処できない場合は、大阪府に対し、自衛隊の災害派遣や化学消火薬剤等資機材の確保等について応援を要請するほか、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

第2 応急措置

1 市及び大阪南消防組合の措置

市内及び周辺地区に航空機が墜落した場合は、大阪府、空港事務所等と連携して、次のような措置をとる。

- (1) 消火・救助・救急活動
- (2) 救護地区の設置
- (3) 負傷者の把握
- (4) 避難指示・誘導
- (5) 遺体安置所の設置

2 警察署の措置

羽曳野警察署は、次のような措置をとる。

- (1) 救出・救助活動
- (2) 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
- (3) 事故現場周辺地域の交通規制
- (4) 遺体の検視（見分）及び身元確認

3 医療関係機関の措置

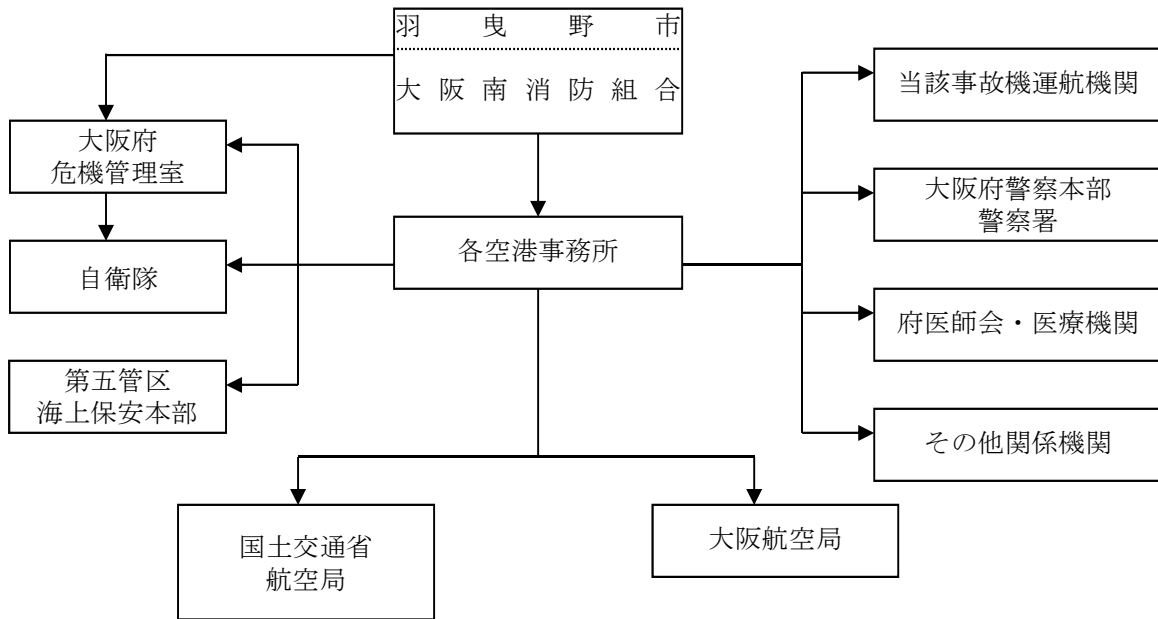
市、大阪府及び医療関係機関は、相互に協力して医療救護活動を実施する。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣
- (2) 医療救護活動
- (3) 検死及び遺体の身元確認

4 各空港事務所の措置

航空機の墜落事故等が発生した場合は、大阪空港及び八尾空港事務所は航空機事故応急対策本部を、また関西国際空港は航空機事故総合対策本部を、それぞれ必要に応じて設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施することとなっている。

図4.5-1 航空機災害における通報連絡系統



第6節 大規模交通災害応急対策

■ 計画方針

大規模な交通災害が発生した場合、市、大阪南消防組合及び関係機関は、相互に協力して、次の措置を必要に応じて行う。

第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は、次のとおりである。

- (1) 鉄道事故
- (2) 自動車事故

第2 応急対策

1 市及び大阪南消防組合

(1) 発見者及び施設管理者からの通報

- ① 市及び大阪南消防組合は、災害時に危険物施設等の被害又は鉄軌道交通が極めて混乱している状況を見つけた者から通報を受ける。
- ② 市及び大阪南消防組合は、大規模交通災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、各施設の管理者から通報を受ける。

(2) 関係機関への連絡

市及び大阪南消防組合は、市域において大規模交通災害が発生した場合又は発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに大阪府に報告のうえ、羽曳野警察署及び関係機関に連絡する。

(3) 市の災害応急活動体制

市は、災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、大阪府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

(4) 応急対策活動

① 災害の拡大防止等

市及び大阪南消防組合は、必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

② 関係機関との連携

市及び大阪南消防組合は、大阪府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

③ 救助、救急医療活動

- ア 医師及び看護師の派遣
- イ 医療器材及び医薬品の輸送
- ウ 負傷者の救助
- エ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

④ 消防活動

大阪南消防組合は、災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

⑤ 救援物資の輸送

市、大阪府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

⑥ 応急復旧用資機材の確保

市、大阪南消防組合、大阪府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(5) 広域協力体制

市及び大阪南消防組合は、災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

2 警察署等の措置

羽曳野警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

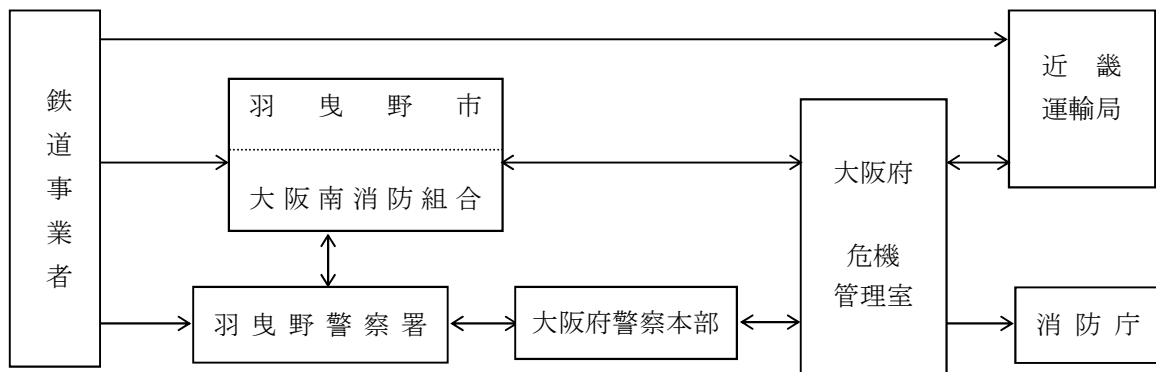
3 事故処理

当該事故関係機関は、羽曳野警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

4 情報収集伝達体制

(1) 鉄道事故

① 情報収集伝達経路



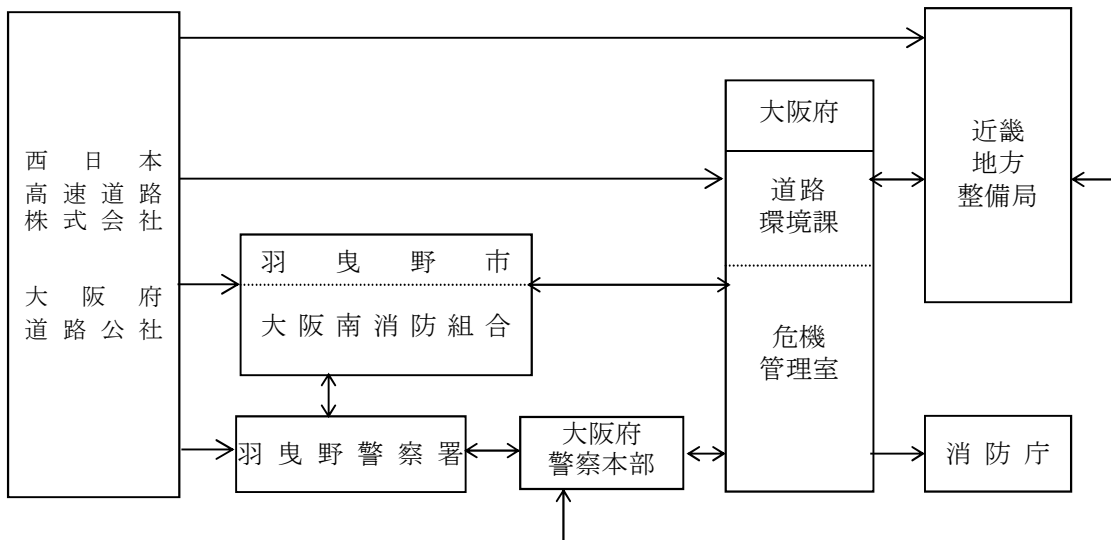
第4部 事故等災害応急対策計画

② 収集伝達事項

- ア 事故の概要
- イ 人的被害の状況等
- ウ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- エ 応援の必要性
- オ その他必要な事項

(2)自動車事故

① 情報収集伝達経路



② 収集伝達事項

- ア 事故の概要
- イ 人的被害の状況等
- ウ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- エ 応援の必要性
- オ その他必要な事項

第7節 その他災害応急対策

■ 計画方針

羽曳野市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故等を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるように定めているが、その他にも大都市圏特有の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、防災関係機関は、災害の態様に応じ、「第3部 災害応急対策計画」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

